

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）であって賃金、労働時間及び雇用について福島県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸・通信業」、「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業」、「不動産業」及び「サービス業」（家事サービス業及び外国公務を除く）において常時5人以上の常用労働者を雇用する福島県内の事業所とし、その中から民営、公営及び官営を代表する約700事業所を無作為に抽出し調査を行っている。

3 調査の実施方法

抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の開廃の頻度と事業所側の負担を勘案して30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所で別々なものとしている。

30人以上規模の事業所を「第一種事業所」と呼び事業主が調査票を記入して提出する方式（通信調査方式）により、5～29人規模の事業所を「第二種事業所」と呼び統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成するという方式（実地他計方式）によって調査している。

4 調査期間

1日から末日までの1か月を原則とするが、給与の締切日がある場合は、前月の給与締切日の翌日から当月の給与締切日の1か月とする。

5 結果の算定方式

本調査結果は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元された数値である。

・規模及び産業別各種平均値の算定方法

本調査の結果のうち、性別・規模別・産業別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の毎月の調査票を集計し、それぞれの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計で算定している。

働者数の合計との平均で除して得ている。

・規模計及び産業計の各種平均値の推計方法

推計労働者数及び規模計又は産業計の前記の平均値は母集団に復元して集計している。

規模計、産業計の各種平均値は、まず、規模別・産業別の調査事業所の現金給与額、総実労働時間数及び延出勤日数の各集計延数に推計比率を乗じ合計して各推計延数を作り、次に同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して得ている。

規模・産業（常用労働者の性）の各種平均値の算出式

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

\bar{a} 各種平均値
 a 各種調査延数
 e_0, e_1 前月末及び本月末調査労働者数
 （いずれも本月分調査票）

規模計・産業計（常用労働者計）の各種平均値の算出式

$$\bar{A} = \frac{A}{\frac{1}{2}(E_0 + E_1)}$$

\bar{A} 各種平均値
 A 各種推計延数
 E_0, E_1 前月末及び本月末推計労働者数（ E_0 は前月分結果表における本月末推計労働者数）

$$A = (a \cdot X) \cdot r$$

r 推計比率（規模産業別に算出）

$$E_1 = (e_1 \cdot X) \cdot r$$

. 規模・産業等についての合計を表す記号

$$r = \frac{E_0}{(e_0 \cdot X)}$$

X 抽出率（各事業所ごと）

6 調査結果から作成される指数及び比率

実数の指数化は原則として次の式により行っている（実質賃金指数は除く。）。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

（１）雇用指数（平成１２年＝１００）

現行の雇用指数は、本調査の月末推計労働者数を指数化することを原則としたものであるが、本調査の月末推計労働者数には、新設、規模上昇等事業所の労働者数の把握が完全に行われ難いため労働者数に偏りを生ずる可能性がある。そこで、事業所統計調査の結果が算定される都度、同調査の常用労働者数をベンチマーク（水準基標）として、過去にさかのぼって指数の修正を実施している。

（２）賃金指数（平成１２年＝１００）

現在公表されている賃金指数には、名目賃金指数と実質賃金指数がある。実質賃金指数は名目賃金指数を、福島県消費者物価指数で除して算定された指数で、賃金の購買力（実質賃金）を指数化したものである。

名目賃金指数には、現金給与総額指数と定期給与総額指数の２種類があり、いずれも基準時は平成12年平均で調査産業計及び産業大分類別に作成されている。

現金給与総額指数は、本調査から得られる常用労働者１人平均月間「現金給与総額」を指数化し、定期給与総額指数は同じく平均月間「きまって支給する給与」を指数化したものである。

（３）労働時間指数（平成１２年＝１００）

労働時間指数には、総実労働時間・所定内労働時間・所定外労働時間の３種類がある。算定方法は名目賃金指数と同様である。

（４）指数のギャップ修正について

本調査のサンプル事業所は約３年ごとに更新され、それに伴って新旧両サンプルによる結果の相互間に若干のギャップが生じる。そのままでは時系列比較が不可能である場合が多いため、指数についてはギャップがあればそれがなくなるように修正して時系列比較を可能としている。現行各指数は平成５年１月まで過去にさかのぼって改訂されたものである。時系列的な考察を行うためには次の点に留意する必要がある。

時系列的な比較は原則として指数によること。

実数値について比較を行う場合には、抽出替え時（平成３年１月、平成５年１月、平成８年

1月、平成11年1月、平成14年1月)以降余り隔たっていない時点をとって行えば、実数そのものを用いても、利用上ほとんど支障のない程度の比較ができる。

対前月増減率及び対前年同月増減率は、指数をギャップ修正し算出している。

(5) 指数の基準時について

指数の基準時は、経済、社会情勢の変化に対応させるため、西暦年が5で割り切れる年を基準時とし、5年ごとに改訂している。現在の指数は基準時を平成7年(1995年)から平成12年(2000年)に改められており、これに伴って、平成11年以前の指数を接続させるために全面的に改訂している。

なお、対前年増減率も同様に改訂されている。